株式会社レスター

定款

2009年10月１日　会社設立

2023年６月29日　改定
2022年６月30日　改正
2020年６月23日　改正
2019年６月25日　改正
2019年４月１日　改正
2018年６月26日　改正
2016年６月29日　改正

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社レスターと称し、英文では、Restar Corporation と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）エレクトロニクスに関連する部品、原材料、副資材および機器の開発、設計、製造、販売、輸出入および保守ならびに各種試験および化学分析の受託に付帯または関連する一切の業務

（２）コンピューター、周辺機器、付属品およびソフトウエアの開発、設計、製造、販売、輸出入、保守およびコンサルティング業務に付帯または関連する一切の業務

（３）情報システムおよびインターネットを利用する通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託

（４）映像・音響・情報通信・計測機器ならびにこれらに関連する付属品の販売、レンタル業ならびに設置工事、据付工事と保守

（５）エネルギー・環境・リサイクル事業に関するコンサルティング、商品の販売およびサービスの提供

（６）発電事業および電気その他のエネルギーの供給に関する事業に付帯または関連する一切の業務

（７）農業の経営、農業技術の研究開発、農業研修および人材育成事業、農業コンサルティング、農業生産の作業委受託

（８）インターネットを利用した情報提供、商取引およびその代行業務

（９）物流センターの管理、運営および物流情報の収集処理業務

(10) 貨物輸送取扱事業、倉庫業および通関業務に付帯または関連する一切の業務

(11) 有料職業紹介事業および労働者派遣事業

(12) 古物営業法に基づく古物の売買

(13) 医療機器、動物用医療機器、福祉用具、医療用品、衛生用品および介護用品ならびにこれらに関連する部品、原材料、副資材、機器および消耗品の販売、開発、製造、ならびに賃貸等輸出入および保守

(14) クラウドシステムを利用したサービスの企画、開発、販売、保守およびコンサルティング

(15) 家庭用電気機械器具・教育機材・光学機器・コンピューターおよび放送業務用ソフト・事務用機器ならびにこれらに関連する付属品の販売

(16) 通信設備、電気設備、音響設備およびスタジオの設計および施工、建築

(17) 電気通信事業、広告業および出版印刷業

(18) 毒物、劇物の販売

(19) 産業財産権、著作権、ソフトウエアおよび設計資産の開発、取得、譲受、譲渡、実施許諾

(20) 半導体、電子機器および通信機器設計に関する調査、研究、教育およびコンサルティング

(21) ＩｏＴ、クラウドサービス、ＡＩ、映像配信、梱包資材、梱包システムに関するサービスおよび 機器の開発、製造、販売および保守に付帯または関連する一切の業務
(22) 各種自動車部品・用品、自動二輪車部品・用品およびその他の輸送用機器部品・用品の開発、設計、製造、販売および輸出入に付帯または関連する一切の業務
(23) コンピューターシステムによる計算業務の受託
(24) 環境保全のための廃棄物処理装置等の設計、製造、販売および保守ならびにこれに付帯する生成物の販売
(25) 環境およびエネルギーに関するシステムおよび機器ならびに関連する電子部品および複合部品の設計、製造、販売および保守
(26) 農産物の加工および販売
(27) フランチャイズ事業による農業経営に関するサービス事業
(28) 水耕栽培による農産物の生産設備の設計、製造、施工および販売に付帯または関連する一切の業務
(29) 各種市場情報、企業情報、製品情報の取得、調査および提供
(30) 廃棄・再生処理業
(31) 不動産賃貸業
(32) 前各号に付帯または関連する一切の業務
(33) 前各号に掲げる以外の事業

(本店の所在地)
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機　関)
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

(公告方法)
第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

(発行可能株式総数)
第６条　当会社の発行可能株式総数は、57,000,000株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招　集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者および議長）

第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役が招集する。

２　株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の者がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会ならびに監査等委員会

（員　数）

第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１名以上とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、３名以上とする。

（選任方法）

第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　会社法第329条第3項に基づき補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれを招集し、議長となる。

２　前項で定める当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第25条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第26条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（監査等委員会規則）

第29条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

（報酬等）

第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第31条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第５章　　会　計　監　査　人

（会計監査人の選任）

第32条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第33条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第34条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第６章　　計　　算

（事業年度）

第35条　　当会社の事業年度は、毎年４月1日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第36条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第37条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２　　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

３　　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第38条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　　前項の金銭には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

１　当会社は、会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者（当会社を吸収合併存続会社、株式会社バイテックホールディングスを吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力発生前において、当該吸収合併消滅会社の監査役であった者を含む。）を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　第９回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第２項の定めるところによる。